

四日市市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第28号

四日市市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

四日市市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年四日市市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 第1条の給与とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p><u>(勤勉手当)</u></p> <p><u>第28条の2 給与条例第60条の5第1項に規定する基準日以前6箇月以上の勤続期間のあるパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者及び職務の特殊性等を考慮して別に定める者を除く。以下この条において同じ。）の勤勉手当は、常勤職員の例により支給する。ただ</u></p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 第1条の給与とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬<u>及び</u>期末手当をいう。</p>

し、同項後段に規定する場合にあっては、勤勉手当を支給しない。

2 前項本文の規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額については、給与条例第60条の5第2項に規定する額を超えない範囲内において別に定める。

3 第1項本文の規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額は、別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(総務部人事課)